

# 令和2年度第3回印西クリーンセンター環境委員会

## 会議録（概要版）

1. 期 日 令和2年12月5日（土）午前10時から12時まで

2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

### 3. 委員出欠状況

☆甲（8名中 7名出席）

- |                |         |                 |         |
|----------------|---------|-----------------|---------|
| 1. 組合 事務局長     | 鈴木 秀 昭  | 5. 印西CC 施設班 副主幹 | 海老原 雅 美 |
| 2. 組合 庶務課長     | 朝 倉 勇 治 | 6. 印西市クリーン推進課長  | 藤 卷 孝   |
| 3. 印西CC 工場長    | 小 川 和 弘 | 7. 白井市環境課長      | 金 井 正   |
| 4. 印西CC 業務班 主幹 | 長 沼 徳 雄 | 8. 栄町環境協働課長     | ○欠席     |

☆乙（26名中 12名出席）

- |                |            |                       |             |
|----------------|------------|-----------------------|-------------|
| 1. 小倉町内会       | ○欠席        | 15. 小倉台アビック21自治会      | 中 野 貴 之     |
| 2. 牧の木戸一丁目自治会  | 木 曾 修      | 16. ファーストスクエア小倉台団地自治会 | 若 林 茂 樹     |
| 3. 木刈三丁目町内会    | 中 村 吉 男    | 17. セントスクエア小倉台団地自治会   | 不在          |
| 4. 木刈四丁目自治会    | ○欠席        | 18. サードスクエア小倉台団地自治会   | 大 越 征 雄     |
| 5. 木刈五丁目自治会    | 鈴木 迪 子(代理) | 19. 原山西町内会            | ○欠席         |
| 6. 内野町内会       | 不在         | 20. 木刈一丁目町内会          | ○欠席         |
| 7. 内野西団地自治会    | ○欠席        | 21. ネット自治会            | ○欠席         |
| 8. 内野東団地自治会    | 早 川 憲 彦    | 22. 高花二丁目北自治会         | ○欠席         |
| 9. 内野中央団地自治会   | 二 見 隆      | 23. 桜苑壺番街自治会          | ○欠席         |
| 10. 内野南第二団地町内会 | ○欠席        | 24. 桜台三丁目自治会          | ○欠席         |
| 11. 原山中央自治会    | 小 山 百合子    | 25. ガーデンスハウス木刈自治会     | ○欠席         |
| 12. 原山町内会      | 原 澤 良 知    | 26. 大塚三丁目自治会          | ○欠席         |
| 13. 高花一丁目自治会   | ○欠席        | 27. コネクト原山町内会         | ○欠席         |
| 14. 高花四丁目町内会   | 岩 井 邦 夫    | 28. 原山花の丘自治会          | 高 橋 正 典(代理) |

☆傍聴者 1名

☆事務局 2名

## 会議次第

1. 開会
2. 議長選出（乙側委員）
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
  - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
  - (2) 自治会からの質問事項の回答について
5. その他
6. 閉 会

### 配付資料

- ・令和2年度第3回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・・・・・（資料2）
- ・自治会側から事前に提出された資料(写)について・・・・・・・・・・・・（資料3）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・・・・・（資料4）

- ・議事前に本委員会の成立について

**【質疑応答】**

[乙委員]	議長、ちょっと確認なのですが、先ほど事務局から報告があって、住民側が26名中12名となっているのですが、これを見ると、あと4名か何名か欠席されているのですが、これで環境委員会は成立したとみなしていいのでしょうか。何人になってもいいわけ。
[議長]	本日は、出席予定者は予定の段階では過半数になっていたので、欠席の方がいらして過半数に満たないので、会則のほうでたしか何か書いていたと思うのですよね。双方が了解すれば、会は成立するというので、それで、私の判断というわけではないのですが、一応成立ということで進めたいと思いますが、いかがでしょう。
[乙委員]	了解ですね。
[議長]	よろしいですね。
	[「はい」と呼ぶ者あり]
[議長]	では、これで進めます。よろしくお祈いします。皆さんマスクをしているので声が籠もりがちになるのですが、飛沫に気をつけながら聞き取りやすいようにお願いします。では、組合側から説明をよろしくお祈いします。

**4. 議 事**

**議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】**

**表－1）令和2年8月～令和2年10月ごみ搬入量、焼却量**

- ・令和2年 8月のごみ搬入量は4,232トン（うち事業系 1,158トン）、ごみ焼却量は3,509トン。
- ・令和2年 9月のごみ搬入量は4,113トン（うち事業系 1,235トン）、ごみ焼却量は4,297トン。
- ・令和2年10月のごみ搬入量は4,308トン（うち事業系 1,270トン）、ごみ焼却量は4,112トン。

**【令和2年度排出ガス測定、悪臭物質測定、臭気濃度測定、ごみ質分析等】**

**表－2）排出ガス測定**

- ・有害物質（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀）は、1号炉（測定日令和2年7月21日）で測定を行いました。ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素は全て協定値の範囲内、水銀に関しては規制値の範囲内でした。既に前回の委員会資料として配布済みですが、同様に2号炉（測定日令和2年5月19日）、3号炉（測定日令和2年6月1日）で測定を行い、その結果は全て協定値、水銀に関しては規制値の範囲内でした。

ダイオキシン類は、1号炉（測定日令和2年7月21日）で測定を行い、その結果は規制値、協定値の範囲内でした。既に前回の委員会資料として配布済みですが、同様に2号炉（測定日令和2年5月19日）、3号炉（測定日令和2年6月1日）で測定を行い、その結果も規制値、協定値の範囲内でした。

焼却灰に含まれるダイオキシン類は、1号炉（測定日令和2年7月21日）で測定を行い、その結果は規制値の範囲内でした。既に前回の委員会資料として配布済みですが、同様に2号炉（測定日令和2年5月19日）、3号炉（測定日令和2年6月1日）で測定を行い、その結果も規制値の範囲内でした。処理飛灰に含まれるダイオキシン類は令和2年5月19日に測定を行い、その結果も規制値の範囲内でした。

**表－3）騒音・振動測定**

- ・既に前回の委員会資料として配布済みですが、令和2年5月29日に測定を行い、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でした。

**表－4）悪臭物質測定**

- ・悪臭物質測定（測定日令和2年7月16日）は、結果は全て規制値、協定値の範囲内でした。

**表－5）臭気濃度測定**

- ・臭気濃度測定（測定日令和2年7月16日）は、結果は全て目標値の範囲内でした。

**表－6）処理水の水質測定**

- ・既に前回の委員会資料として配布済みですが、令和2年6月25日に測定を行い、その結果はダイオキシン類を除いた9項目は全て定量下限値未満、ダイオキシン類は0でした。

**表－7）排ガス中の重金属測定**

- ・既に前回の委員会資料として配布済みですが、令和2年6月1日に測定を行い、測定項目全てで定量下限値未満でした。

## 表－８）ごみ質分析

- ・ごみ質分析（測定日令和2年8月17日）紙類38.9%、厨芥類16.7%、布類1.7%、草木類8.1%、プラスチック類25.5%、ゴム類0.4%、金属類2.1%、ガラス類0.3%、セト物、砂、石0.7%、その他5.6%です。水分35.1%、見掛比重が0.133kg/ℓ、低位発熱量は2,910kcal/kgでした。

## 表－９）気象測定結果

- ・気象測定結果は、悪臭物質、臭気濃度の測定日の気象状況です。

### まとめ

・極めて簡単ではありますが測定結果を一言で記載しました。本委員会は資料が多く、測定項目も多岐にわたるため、初めて委員になられた方が理解するのに難儀しており、地元の自治会で住民に問われても回答できないことから、どうだったのかと聞かれたときに答えられる資料を考えてほしい旨の要望が住民側委員さんからありましたので、今回初めて添付しました。

### 【搬入車両数と搬出車両数】

#### （令和2年8月～10月搬入車両数）

・令和2年8月3,385台、9月3,194台、10月3,534台。4月から10月の合計で23,326台、前年度の同時期と比較して6,331台減、21.35%減です。

#### （令和2年8月～10月搬出車両数）

・令和2年8月177台、9月192台、10月188台。4月から10月までの合計で1,290台、前年度の同時期と比較して176台増、15.80%増です。

過去の当委員会内でも搬入車両の増加を懸念する話は何度かさせていただきました。毎年台数は伸びてきましたが、今回減少に転じたのは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一般家庭からの自家用車による持ち込みを制限した影響によるものと思っています。制限といっても、各市町で発行している「資源物とごみの分け方、出し方」に記載のとおり、引っ越しや片付け等で一時的に大量に出た場合、例えば1軒の家から排出された量で利用している集積所が1回で満杯になるぐらいの量であれば、一応持ち込みが可能であるという今までのルールに戻しただけです。印西市においては、許可証の発行元が出張所やその他の出先でも可能だったのが、市役所本庁のみにしたことが、しいて言えば制限というところではあります。

緊急事態宣言解除後には、いつまで制限しているのかとか、制限に関する苦情やお叱りの電話が市役所やこのクリーンセンターに多数寄せられました。収集業務はコロナ禍でも通常どおり実施していることや、クリーンセンターで働く従業員の感染リスクを極力低減させなければいけないことを根気よく説明し、理解をいただいているところです。

### 【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

20ページ、資料2になります。印西クリーンセンター放射性物質に関する報告です。焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近10月で飛灰が320ベクレル、主灰が59ベクレルでした。排ガス中の放射性セシウムの測定は、月1回行っており、これまで検出されたことはありません。

続いて、22、23ページになります。空間線量の推移は、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界で計9地点を週1回測定しており、そのうち第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の4地点の月平均、クリーンセンターから見て東西南北という位置づけであることから、この4地点の月平均を載せています。また、指定廃棄物一時保管場所付近での測定値も掲載すべきという意見がありましたので、その場所にあたる第1地点の測定結果も折れ線グラフに追加しました。直近の10月時の測定平均で一番高いのは西側、第3地点の0.093マイクロシーベルトでした。ちなみに第1地点は、0.091マイクロシーベルトでした。

最後に、24ページになります。焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。令和2年10月末現在の搬出先及び処理量については記載のとおりです。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物130トンは一時的に保管を継続中です。

【質疑応答】

<p>[乙委員]</p>	<p>まずは、5ページ目の報告事項-1)のところなのですがすけれども、前日もその傾向があったのですがすけれども、コロナの問題で、家庭で食事をする人がたくさん増えて、家庭から出る可燃物のごみもたくさん増えるだろうという予想は一般的にしてたのですがすけれども、この数字をみるとそうでもないかなと。先ほど、何か持ち込みのごみは7.何パーセントと、何か数字を間違えて言ったのではないかなと思うのですがすけれども、この程度の増加であれば余り問題ないのではないかなと私は思うのですがすけれども。これは他の地域との比較なんか見てどう感じられているか、事務局のお考えを教えてください。</p> <p>あともうひとつ、このごみの量というのは、最初に出ているごみの量というのは、初めての方はよく分からない。ごみの量とそれから焼却の量とふたつ出ているのですがすけれども、この差は何でしょうか。これは最初に説明する必要があるかなと思うので。それも教えてください。燃えないごみと燃えるごみ、その他粗大ごみの燃えるもの、こういうの全部入っているのかなと思うのですがすけれども、どうでしょうか。ちなみに、持ち込んであるごみの総量は3万トンということで、前年度比3%ぐらい増えているだけなのです。それで、燃えるごみは7%ぐらい、これは先ほど30%という数字を言っていたのだけれども、それは言い間違いではないかなと思うのですがすけれども、どうでしょうか。</p>
<p>[甲委員]</p>	<p>1番目の質問で、コロナでごみが増えるでしょうというお話で、意外と増えていないのではないかなというご質問なのですがすけれども、そこは自己搬入を確かに遠慮させてもらいました。制限をかけましたが、その分が収集に回って、結局ごみ量としてはやや増の形にはなっておりますが、数字的に収集だけ見ると、ここまでの数字には載せていないのですがすけれども、収集の量としてはかつてない数字で大きな量が増えています。</p>
<p>[乙委員]</p>	<p>それは3%増ですか</p>
<p>[甲委員]</p>	<p>収集だけに数字を見るともっと増えている。ちょっと今何%というのは言えないのですがすけれども。</p>
<p>[乙委員]</p>	<p>そうですか。言えない。</p>
<p>[甲委員]</p>	<p>結局、家庭の持ち込みの量が収集に回っているのではないかなという想定です。思ったより増えてないのではないかなというお話なのですがすけれども、他市の数字も、全部は見たわけではないのですがすけれども、他市においても、やはり4月、5月が増えていまして、やはり直接搬入の制限をかけている自治体は多数ありました。数字的には、コロナ以外にも、印西市は人口が今伸びていますので、自然増のような形になっているという、これも想定なのですがすけれども。最終的には1年間トータルで見て、どれぐらいの量になったかということで判断したいと思います。</p> <p>2番目のご質問なのですが、はじめての方が多ということで、ごみ搬入量と焼却量の差なのですがすけれども、見学に行かれた方は、ごみピットというのを上からちょっと斜めに見ただけで、下に溜まっている状況は見えなかったと思うのですがすけれども、持ってきたごみはすぐ燃やさないのです。多少ためておくので、その差が出てきます。それでよろしいですか。</p>
<p>[乙委員]</p>	<p>いや、あまり理解できなかった。ごみ搬入量とごみ焼却量の違いというのは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、これが全部入ったのがごみ搬入量とみなしていいのでしょうか。</p>
<p>[甲委員]</p>	<p>すみません。ごみ搬入量には結局、可燃ごみと不燃ごみ、粗大ごみも入ってしまっているのですがすけれども、不燃は焼却しないので、そういう差も出ます。</p>
<p>[乙委員]</p>	<p>それで、可燃ごみのほうの増加率は7%ぐらい増えて。</p>
<p>[甲委員]</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>[乙委員]</p>	<p>それで、ごみの搬入量は3%ぐらいしか増えていないということは、事業者が持ち込むごみも余り増えていない。ということは、家庭の燃やすごみが増えている、7%ぐらいですがすけれども、そう理解していいのでしょうか。</p>
<p>[甲委員]</p>	<p>はい、そのとおりです。それはまさにコロナの影響だと思っております。</p>
<p>[乙委員]</p>	<p>あと、今先ほど聞いたのですがすけれども、住民が持ってくる直接搬入のごみは断っているという話ですがすけれども、それでもどうしようもない場合は受け入れていると。それを断っているのは全体の何割ぐらい断っているのですか。たくさん断っているの。</p>
<p>[甲委員]</p>	<p>全体の何%。今まで特に統計は取ったことがないのですがすけれども、1日多いと80台ぐらい来ていました。</p>

[乙委員]	80台も。
[甲委員]	今それが20台ぐらい。1日当たりです。ですから、その60台分が減少していると。その60台分がちなみに収集に回っているということです。
[乙委員]	これは住民にとっては非常に不便というか、燃やせると思って持ち込もうと思ったら断られたと。何でそこまでしなきゃいけないの。なぜかという、会っているわけではなくて、自分で持ってきて自分で量って入れているだけですよね。その意味がよく分からないね、持込禁止という意味が。すごく不自由しているのではないかと、皆さん方。80台もあったのが20台ぐらいに抑えられたりすると。
[甲委員]	不便というか、基本的な収集のしかたというのは、地域に集積所があって、そこに出していただいて、そこに収集車が回って、ここに搬入される、という方法です。直接搬入というのは例外的に対応させていただいていることをごさいますて・・・
[乙委員]	だから、引っ越しとか何か等でたくさん出たら、集積所に出せないから持ってくるのですよね、普通は。
[甲委員]	そういう1か所の集積所を大量のもので集積所がいっぱいになって、他の人が、例えば置けないとか、そういう状況が想定される場合は市町のほうで判断して、直接でもいいですよ、ということにしています。ですから、どこでも出せないという状況を作っている訳ではなくて、基本的なルールに戻っていただいて、やっていただいて、それによってここに搬入する人の数を少なくすることで社員との接触を限りなく少なくしたいということもあまして、そこを感染の防止対策として考えています。
[乙委員]	接触するんですか、職員と。
[甲委員]	職員ではなく、向こうの社員です。
[乙委員]	社員。
[甲委員]	委託している業者の社員との接触がありますので、そこをなるべく少なくする。
[乙委員]	それがあるのですか。見ていると、ただ自分で持ってきて入れているように見えたのですけれども。
[甲委員]	一般的には車で持ち込んで、分からないで来る方も多数いますので、それをお手伝いしたり、近くで指導したり、このピットに入れてくださいとか、ここに置いてくださいとか、いろいろなものを持ち込んで来るかたが多いですので、それを仕分けしたり、そういう作業で接する機会がどうしても出てくるので、そこを避けたいという考えです。
[事務局]	直接搬入の場合は、必ず作業員の方が1人ないし2人ついて指導するのです。それで確認するのです。ですから、パッカー車で来た場合というのは、見ていただいたとおり、業者が開けてそのまま捨てるので接触がないのです。ただ自己搬入の場合、必ず工場の作業員が確認とか指導するためにつきまますので、それで接触があります。
[乙委員]	そうですか。分かりました、理解しました。見学会で何回も見たのだけれど、余りそばに指導員がいなかった記憶があったので、そう思ったのです。
[甲委員]	プラットフォームを見学に行かれた方は見たと思うのですが、そんなに決して広くはないのです。その中に、自己搬入は初めて来る方とか、そんなに毎日来る方というのはやっぱりいないので、結局どこに行ってもいいか分からない、右か左か分からない。計量でここへ行ってと案内はしますが、走り出してしまえば忘れてしまう方もかなりいますので、事故の懸念も払拭できない。パッカー車がバンバン入ってきますので、いまだ接触とかはないのですが、いつ事故が起きても不思議ではない状況。1日80台も来るので。その辺の、現場、プラットフォームにいる作業員の事故が起きないようにという点で神経をすり減らしています、彼らは。
[乙委員]	そうですか。
[甲委員]	ええ、かなり過酷です。それが見えなくてもやっていますので、減らしたほうがいいと思って制限しました。
[乙委員]	これはずっと続くんですか、コロナがある限り。
[甲委員]	コロナがある限りというよりも、市役所で「資源物とごみの分け方・出し方」を配られていると思うのですが、ここに「一度に多量のごみを処分したい場合」という記載があります。このとおりやっていただけたらいいだけです。

[議 長]	よろしいでしょうか。
[乙委員]	はい、理解しました。
[議 長]	その他、質問ございますか。
[乙委員]	細かい話なのですが、9ページで排出ガス測定（ダイオキシン類）と書かれていて、排出ガスに含まれるダイオキシン類の協定値が1、2号炉と3号炉で、1と0.5とあるのですが、1と0.5の違いというのは何かあるのですか。1、2号炉ができた時の協定の値と3号炉ができた時の協定の値が違っていたと、そういうことですか。
[甲委員]	はいそうです。
[乙委員]	例えば0.5に統一するとか、そういう動きはないのですか。
[甲委員]	そもそも1、2号炉と3号炉の建設時が違いまして、そうすると設計値、要は排ガスの設計値も変わってきてしまいますので、そういった部分で1、2号炉は昭和61年、3号炉については平成11年の設計ということで、そのときの設計値をここに示して協定値とさせていただきます、変わっているという状況です。
[乙委員]	今の件。
[議 長]	手短に、ではお願いします。
[乙委員]	今、1、2号炉と3号炉のダイオキシンの規制値が違うというお話ししましたね。あれ、うそです。同じです。既設ということで最初は1だったのです。それから、環境委員とかの意見もあって、やはり3号炉のほうが新しいので、しかも最新であるし、そちらのほうがデータを見てもダイオキシンの濃度が低いということで、それは1ではなくて0.5にしましょうということで変えたのですね、協定値を。でも、法的な規制値は一緒です。
[乙委員]	ありがとうございます。あと、焼却灰で協定値がないというのは、例えば住民が触れる機会がないから、こういう協定値を作っていないとか、そういう理由なのでしょう。特に協定にする必要がなかったということなのですか。いや、特にそんなに深い質問ではないです。あと、ちょっと思ったのが、定量下限値がダイオキシンで設けられていないのですけれども、これはこちらの中で分析しているのでしょうか。それとも外部に委託して。
[甲委員]	ダイオキシン以外もすべてそうなのですが、当組合では、各種測定は計量証明事業者に外部委託してますので、組合で測定しているものはありません。ダイオキシン類は、定量下限値がないということなのですが、こちらは、数値が出る値、下2桁になるのですが、その値で表示していただくという形をお願いしております。
[乙委員]	例えば、何ピコグラムとか、そういうことですよ。
[甲委員]	そうです。はい。
[乙委員]	何かちょっと思ったのが、この焼却灰の例えば1号炉と3号炉ですごく小さい、個人的になのですが、0.00046と書いてあって、これは多分0.46ピコグラムとかなのですかね。それぐらいまで量れてしまうのかなと。どこまでの数字が量れるかという、それが定量下限値なのかなと個人的には思っていて。そうすると、定量下限値と入れておいたほうが、何かこう説得力があるのではないかなと思ったのですが。
[甲委員]	そうですね。はい。
[乙委員]	すみません、細かい話で。意見なので、特にいいです。
[議 長]	その件は検討してください。では、他に。

[乙委員]	報告書にまとめをつけていただいていたのは非常にありがたいのですが、ここまでたどり着くに18ページということで14枚ですか、14枚ぐらいの資料を見ないとたどり着けないんですね。私どもの団地は410世帯ありまして、大変こういう貴重な資料をやはり全員に回覧ということで10世帯ぐらいずつ分けて40部ぐらいコピーしなければいけないのです。そうしますと、14×40でえらい数になってしまうのです。それで、網掛けの部分が今回の報告事項です。網掛けの部分だけを抜き出してまとめていただいて、それでまとめをつけて、できれば2枚ぐらいの形でまとめていただいて、あとつける資料は別添という感じでそれにつけていただければ、前の2枚だけ回覧したいと思うのです。そうすると非常にごみも少なくなりますので、ぜひこのようなスタイルの報告書を作成していただけるとありがたいのですよ、団地としましては。ぜひ皆さんに、これは貴重な資料ですので読んでいただきたいと思いますので、やはり少ない枚数であり、短時間で見ていただくということが必要だと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。よろしくお願ひします。
[議長]	では、今のは検討事項ということで、今後また我々自治会側とその形式、方法については相談していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。他にございますか。
[乙委員]	今回の令和2年度第3回のところの配布資料の中の次期中間処理施設事業について、先ほどの事務局長から少し触れられていたのですけれども、その中の第3回の配布資料の中には一切入っていないのですけれども、私たちがいただいているのは、令和2年度は第1回目の中に少し中間処理施設事業の項目が入っていたのですけれども、今回はこれを抜いているのだけれども、住民側から要望がなかったからかもよく分からないので、ぜひこれを追加していただければなと思っていますけれど。もう今12月なので、今年度の第1回の時のこのようなスケジュールは、これではよく分からないので、進捗状況みたいのを箇条書きでいいのですけれども。
[甲委員]	では、3月の資料としてお付けしたいと思います。
[乙委員]	3月だと…何でかと言うと、3月の最後の会議があるではないですか、その時になると、これは私事なのだけれども、総会があるのですよ、町内会の。その時にいろいろ言われるわけだ。聞かれるというか。今状況はどうなっているのだと。環境新聞みたいなのはあるのだけれども、何のために行っているんだぐらいな勢いになってしまうので。そうすると、私たちの総会というのは結構早いので、そこには毎年間に合っていないのですよ。いいです。では、お任せしますから。
[甲委員]	今回は議題となっていなかったものですから、付けさせていただけていないのですが、3月には次回の資料を早めに出す中で、その時点の進捗状況を付けたいと思います。
[乙委員]	今日の議事録の中で、そこへ挟むことはできないの。これは、みんなも関心があると思うんだ。
[甲委員]	であれば、私、今簡単にご説明させていただいても。時間をいただければ、口頭でご説明をさせていただいてもかまいませんが。
[乙委員]	いやいや。だって、議事録をまとめるのでしょう。その中に、その下でも入れてもらえないかしら。どうですか、皆さん。
[甲委員]	工場長のほうとも調整をして、今のお話、酌めるような形で、どんなものが出来るか考えてみたいと思います。実際には令和10年度の稼働ですので、具体的に何がどこまでいったというのは、例えば道路、今、設計に向けて調査をしていますよというところは言えるのですけれども、では調査をどのように行っているのだとか細かくは…
[乙委員]	いや、そこまでは言っていないの。それで、環境新聞などを見ている、だいたい3月ぐらいまでなのですよ、今年度の。
[甲委員]	だいたいこんなことをやっていますよというものを、大まかですけれども作らせていただいて、工場長のほうとも調整をさせていただきます。
[乙委員]	それで結構なのです。
[甲委員]	いろいろご心配をお掛けしています。よろしくお願ひします。
[議長]	よろしくお願ひします。他にございせんか。では、操業状況及び環境測定結果についての質疑応答は、これで終了します。 続きまして、あらかじめ自治会側から組合側に提出された質問事項の回答について、組合側から説明をお願いします。31ページからです。

## 議題（２）【自治会側からの質問事項の回答について】

### 質問１．表-１）令和２年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

(1) 令和2年度の1号炉の10月の焼却日数が28日、1～4日、8～31日と記載されているが、5～7日は焼却していないのか。

(2) 焼却していない場合の原因は何か。事故か、故障か、原因を記載するべきである。

(3) 初期の操炉計画との差は。二酸化炭素の排出量にどの程度影響を与えているのか。

(4) 今年度はコロナの影響もあり、自宅に居る時間も長く、昨年までと違う状況ではないかと察する。

昨年同時期と違い、「家庭内から排出されるごみの特徴(内容・排出量など)」、「事業系割合増加の背景と理由」。しばらくはコロナ禍での操業が続くと思われるが、今後のクリーンセンターの稼働に影響はないのか。

#### 【回答】

(1) ご質問のとおり、10月5日から7日までの3日間は焼却しておりませんという回答になります。

(2) 10月4日13時20分頃、1号炉焼却設備の停止によるものです。安全を確認するため7日まで焼却を停止し、調査をしていました。原因は特定できませんでしたが、焼却炉内の回転部に異物が混入し、噛み込み、停止したものとされます。回転キルン設備は復旧しておりましたので、8日から焼却を再開しております。ご心配をおかけしました。なお、記載方法については検討させていただきたいと思っております。

(3) 1号炉は連続運転を予定しておりましたので、約3日間焼却処理できませんでした。

二酸化炭素の排出量への影響として、焼却炉の立ち下げ、立ち上げ時に灯油を使用しております。その灯油使用量が約2,043ℓになり、二酸化炭素排出量は計算値で約5,085 kg-CO<sub>2</sub>/ℓ分となります。

#### 【質疑応答】

[乙委員]	区分からいったら(2)ですが、これは故障になるのか、事故になるのか、どちらになるのでしょうか。記録として残す時に、どの扱いになりますかという質問です。
[甲委員]	停止になりますが、区分からいうと故障という形と考えています。
[乙委員]	はい。

(4) 4番目のご質問です。先ほどもコロナの関係で最初に乙委員からご質問がありましたが、家庭系ごみだけを特出して、量とかを比較すると、昨年度の実績でこの半年間、4月から10月までは1,123トン、パーセントにすれば5.26%の増加となっています。事業系ごみは、先ほどもご報告したように、同時期で50トンの増、0.63%の増です。

4月、5月は緊急事態宣言等により自宅の待機時間が長く、また片づけ等をやる方も多かったので、収集の可燃ごみの増加が見受けられました。皆さん自宅で食事を済ます方が多いので、持ち帰りの容器や残飯、厨芥類などが多いということで、収集可燃の増加がみられました。今現在ではだんだん通常の状態には戻りつつあります。

一番懸念されるのは、ごみが増えて今後の操業はどんなものなのということでご質問ですが、4月、5月のピーク時でもごみピットがあふれるような状況はありませんでした。ただ、ごみピットも際限なくあるわけではなくて上限が決まっていますので、減量化もちょっと加味して操業を行わなければいけないのですが、今後も一時的な増量でも影響が出ないよう、かつ事故がないよう操業していきたいと思っております。

#### 【質疑応答なし】

### 質問２．表-７）排ガス中の重金属測定(調査測定)

測定方法でJIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を利用し測定)と記載されているが、これは以前から指摘しているようにありえない記述で、是正を求める。

#### 【回答】

こちらの回答につきましては、前回と同じ回答になりますが、ご納得できる表記方法がわかりません。どのように修正のほうをしたほうが良いのかご意見をお聞かせくださいという回答とさせていただきます。

#### 【質疑応答】

[乙委員]	この件は何度も指摘しているのですが、そのはかっている方法は、当然入札のときに示しているわけですよね、仕様書の中に。あと、業者さんのほうも見て、この方法ではかればいいというのが分かっているわけですよね。でも分かっている方法だとしても、それが正しい、これは計量証明を貰っているわけですよね。
[甲委員]	はい。

[乙委員]	計量証明をもらっているのだとしたら、最新の方法とか、あと公定法とかちゃんとその決められたものでやらなければいけないというふうに決まっていると思うんですよ。最新のものにさっき書いたように、カルシウムだとか銅だとか亜鉛というものが JIS K-0083 の中には含まれていないから、これは違うのではないですかと言っているわけです。だから、まず仕様書がどうなっているかということと、業者さんのほうもどういうふうにして計量証明を出しているのか、そこが一番問題だと思うのですけれども。
[甲委員]	まず、仕様書につきましてになりますけれども、仕様書につきましては、こちらの重金属の測定ということで、JIS規格 JIS K-0083を指定して測定を依頼しています。そのJIS規格についての測定方法については、正しいのか、最新のものなのかというご質問になりますけれども、最新という形での業者への確認はしておりませんが、現在こちらのほうで測定をしていただいて、計量証明が出ています。計量事業者の判断、判断というか、JIS規格もしっかりと知識として持っている測定業者さんの計量証明書として出されたものになりますので、こちらの方法で組合としてはやらせていただいているところです。
[乙委員]	仕様書にそう書いてあったとしても、実際その受け入れる、JISのK-0083が、そういうふうな項目がないのだとしたら、それははかれないわけでしょう。そうではないのですか。重金属として何かやると書いてあったって、その項目が、測定する項目というのは仕様書に書いてあるわけですよ。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	例えば10の物質が書いてあって、その物質をはかってくださいといったときに、そのJISのK-0083ではかりますよと、してくださいと言っているのだけれども、その受けるJISのK-0083にその該当する物質の項目がなかったとしたらはかれないわけでしょう。それを業者さんは、では、どうやってそれをはかっていく。それを確認したほうがいいと思いますよ。
[議長]	では、今の乙委員の質問に対して…
[甲委員]	業者さんのほうに改めて確認します。

### 質問3. 表-2)①排ガス測定

(1)水銀(Hg)の定量下限値が0.5と記載されていることは到底容認できない。(参考のため、令和2年度第2回環境委員会のその他の資料(抜粋)を掲出する)

「排出基準値(50  $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )に対して1/10の定量下限の設定は、一般的に用いられているものと測定事業者にも確認しています。」という記述は問題がある。(定量下限は測定業者が決めるものではないから)

特に「水銀の定量下限値については測定事業者が計量証明書として提出できる値になっていますのでご理解ください。」は測定事業者に便宜を図っていると推測される。

確認資料は別紙の通りとしているが、その日付は2019年3月26日で測定時期と異なっている。

確認資料の詳細な説明を求める。

(2)令和2年度の測定事業者は令和元年度の測定事業者と異なるが、平成30年度の測定事業者と同一である。(公開されている組合の入札結果より判定)

同一業者でありながら、定量下限値が5から0.5に変わっているのはどのような理由か。

#### 【回答】

(1)排ガス中の水銀測定における定量下限値については、法的定めはございません。令和元年度契約では定量下限値は5  $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ としていましたが、契約業者から定量下限値を下げても測定報告が可能であることから、定量下限値を下げても測定及び報告をお願いしています。

確認資料については、分析測定するにあたり測定事業者が、分析装置の状態、前処理操作及び測定条件によって変動するため、一定の周期において確認した結果になります。令和元年度の契約業者については、年に1度実施し、十分な値が得られるよう管理していると聞いています。

(2)排ガス中の水銀の排出基準(50  $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )が施行された平成30年4月1日から現在まで、契約上では定量下限値は、5  $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ を条件としています。令和元年度から定量下限値を下げても報告していますが、平成30年度については契約どおりの報告です。なお、この水銀の測定の件は、基準値と併せて定量下限値も、今後、代表者会議の中でお話しできればと考えています。

#### 【質疑応答なし】

#### 質問4. 組合ホームページの印西クリーンセンターにおける放射線量・放射エネルギーの測定結果の件

測定器の較正を行うとのことだが、所要日数は10日であることから、敷地境界における放射線量測定結果は測定できないことになる。代替器の手当は行っているのか。測定を行わないのか。

##### 【回答】

先ほど資料の22ページでご説明した内容と関連のある内容ですが、地上に、大気中に漂っている放射線量を、週1回測定器を使って測っています。測定器の較正の関係は前回でもご質問がありまして、費用や期間はお返事済みです。まず、測定器は較正のため、日時ですが、今回、令和2年2月18日に専門業者へ発送し、同月20日に検査、3月2日に返却されました。測定は毎週1回の頻度で実施していますが、令和2年2月25日火曜日分の測定に関しては、他社の所有の環境放射線モニタ Radi を借用し実施しました。これは、組合で使っている放射線モニタと同じものです。ちなみにこの時の地上100cmの測定値は、第1地点から0.083、0.066、0.094、0.081、0.061、0.068、0.101、0.091、0.071 でありました。なので、代替器を使って測定を行っております。

##### 【質疑応答】

[乙委員]	その代替器を、他社所有のというのは、組合さんはよそから、どこかから借用したという、そういう意味ですね。
[甲委員]	そのとおりです。
[乙委員]	実際どこなのですか。業者なのですか。それともそうではなくて、例えば地方公共団体の印西市だとか、そういうところを指しているのでしょうか。
[甲委員]	J F E で持っている器械をお借りしました。
[乙委員]	型番とか何かみんな同じですか。
[甲委員]	同じです。
[乙委員]	あと、較正してある、較正の有無はどうですか。
[甲委員]	較正の有無は確認していません。
[乙委員]	あと相関はどうですか。器械で測ったときに、同じように出ていますかということを知っているのです。
[甲委員]	出ています。この数値のとおりです。
[乙委員]	いやいや。だから、組合さんが持っている器械と、J F E さんが持っている器械を比較したときに、同じものを測ったら同じように出ていますかと聞いているのです。
[甲委員]	出ています。
[乙委員]	出ていますか。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	それは何か所か確認しましたか。
[甲委員]	9地点測っています。
[乙委員]	9地点。
[甲委員]	ええ、全地点測っています。
[乙委員]	同じところで、同じようにして測っているわけですね。
[甲委員]	そうです。100cmで測って。
[乙委員]	全く同じ方向に向けて、ただ並べて同じように測っているという意味で理解していいですか。
[甲委員]	そのとおりで結構です。
[乙委員]	分かりました。ただ、測れなかった時のやつは点で結ぶ、点線でとか何か、線でこう結ぶのはやめてほしいと思う。そのときは測っている測定器が違うのだから、同じ器械ではないから。それは結ぶべきではないと思います。
[甲委員]	変えるということですね。
[乙委員]	それは、そこのところだけが別の器械でやっているのちゃんと注釈をつけて表示しないと駄目だと思います。

[甲委員]	分かりました、はい。
-------	------------

#### 質問5. 令和2年度第2回委員会の資料4 次期中間処理施設整備事業の進捗状況の件

令和2年度第2回委員会で回答を得たが、組合ホームページには掲出されないのはいかなる理由か。  
アクセス道路に関して、新規の情報がないのはいかなる理由か。

##### 【回答】

初めての方は分からない部分があるかと思うのですが、今、新しく施設、クリーンセンターを令和10年度移転を目指して稼働、整備を進めているところで、その事業が、地域振興策基本計画という計画、これは地元への地域振興策の基本計画部分になります。工場とは別に、工場の脇に整備する地元対策で造る施設について計画したものです。その計画の回答になりますが、第1回の変更は昨年度変更を行っています。掲載していない理由として、現時点において印西市クリーン推進課を通じ、市の関係各課と確認作業を行っているところです。意見などの数が大変多く、時間を要していますが、今年度中には最終的な内容を組合ホームページに掲載したいというふうに考えています。

現時点で最新の内容としましては、第2回環境委員会で回答をさせていただきましたとおり、令和2年3月にパブリックコメントを行っており、そのときの計画案がホームページに掲載されています。これが最新の状況ですので、これをご覧いただければと思います。

なお、印西市の意見などは、計画論の骨子に関するものではありません。時期等の訂正が主な内容と聞いていますので、この内容が大きく変わる可能性があるということではありません。ということでご理解をいただければと思います。

それから、2つ目のアクセス道路の情報がないということですが、アクセス道というのは、今度造るクリーンセンターのところに進入してくる道路のことです。それを一緒に整備しているところですが、現在書かせていただけていますが、その道路の事業進捗は、用地測量を進めている、またそのほか道路の設計業務を行っているところで、今年の11月から来年度、令和4年3月までの期間で道路の設計をしたい。終わらせるという予定でいます。ということで、なかなか道路がどこに位置づけるというのは、まだこれから最終的に決まっていくものですので、皆さんのほうに、前からどこに道路が位置づけられるか図面で示してほしいというようなお話もありましたが、この時点ではまだ確定していませんので、そういう状況ができましたら、皆さんにご説明できればというふうに考えています。

##### 【質疑応答なし】

#### 質問6. 印西クリーンセンター環境委員会細則に則った環境委員会の運営と、組合ホームページの「令和2年度第1回印西クリーンセンター環境委員会の開催中止について」

令和2年度第2回環境委員会で際して回答を得たが、その表現内容と実態の乖離の酷さはこれまで経験したことがないものである。(言葉の持つ意味を理解していない)

「第3回委員会の開催方法についても、代表者会議で協議させていただく予定です。」と記述しながら実施していないなど、真摯に向き合う姿勢が見られない。

##### 【回答】

先ほど事務局長から挨拶がありましたように、環境委員会は、令和元年度については第4回、今年度も第1回と第2回は書面開催という方法を取らせていただきました。ただ、やはり対面の開催をぜひということで、2回目の開催に関して、7月2日に代表者の皆様と事前打合せを行いました。その後もコロナの感染が収まらないことや、3密を回避でき得る適切な場所がなかったことから、各委員さんへのアンケートを実施し、開催の是非の判断を委ねましたが、書面開催でやむを得ないということで賛同を得ました。ただし、その際、今回ですね、第3回こそはぜひ開催するように依頼されたことから、本来代表者会議を開いてやる予定でありましたが、10月下旬より代表委員とメールや電話で何度か打合せを行いました。その内容に関して、組合側、住民側、特段相違がありませんでした。同じベクトルを向いていましたので、会議を開かずとも話がまとまり、今日の開催に至ったところであります。

##### 【質疑応答】

[乙委員]	非常に感染者の増や3密を回避できる適切な場所がなかったからやらなかったというふうを書いてあるのですけれども、組合側のはっきり言って検討不足とか、そういうことが一番大きな理由だと思います。やりたくないからやらないのではないかなというふうに思えるほどの姿勢だったというふうに感じています。そこら辺あたりでどうお考えですか。
-------	---

[甲委員]	<p>開催したくないからということではありません。やはり皆、第一に考えたのは皆さんの感染が、こういう初めての未曾有の状況があつて、我々もいろいろな市町の状況ですとか、感染者の状況、いろいろなことを調べながらどうすべきかということを考えて、会場を別にするとか、委員を減らすとか、いろいろこう考えさせていただいたわけですが、やはり一番は皆さん、委員さんとかが多く集まってこの会議室でやるということが本当に、必要なのでしょうかけれども、それより大事な健康的なものがあるのではないかというようなことで、我々はそういう主張をさせていただいて。それで、なかなかまとまらない状況でありましたので、代表と、ではどういうふうに進めていこうかという中で、皆さんにご意見をお伺いしましょうということで、お伺いをして、前はちょっと開催を見送らせていただいたということです。今回は、ぜひともということでしたので、我々、では感染対策としてどういうことができるのかということで検討したところ、やはりここでやるということの中で、皆さん工場見学もできますし、初めてという方もいらっしゃいますので、つい立て等も組合で用意をすることができたということもあります。そういう対策が、やるということで、市町でこういう会議も、こういう感染対策を行っているという状況も我々のほうで分かってきて、そういうことでできるのだということが分かってきましたので、ここで皆さんのご意見を伺いまして、何とかこういう対策を取って、ちょっと全員ということではなかなかいかないところで申し訳なかったのですが、人数制限をさせていただいて、こういう形でさせていただいたところです。</p>
[甲委員]	<p>今、工場長から話がありましたけれども、私どもの業務として、やはり住民生活に密着したごみ処理、止めてはならない業務を、ごみ処理もそうですし、葬儀関係もそうですけれど、止められない業務をやっていくという中で、委託業者への感染とか、我々ももちろん感染してはいけませんし、止めることはできないというふうな中で、いろいろ我々も周りの状況を考えて、皆さんがここに出て感染をして、また家に帰って家族に感染をしてしまったというようなことになってしまうと、やはりこの環境委員会の意味というか、本当に申し訳ないことになってしまうということで、我々も責任を負えないというふうな中で、第2回については、9月の関係については、本当にもう苦渋の判断というか、もうさせていただいて、代表の方ともいろいろお話しした中で決めました。ただ、乙委員がおっしゃるように、そのように避けているように思ってしまったというようなところは、我々も反省しなければいけないということで、今後についても代表の方といろいろ話をしながら、どのようにしたら皆様にも安心して出ていただけるか、そのようなことも考えて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。</p>
[乙委員]	<p>環境委員会には細則というのがあるから、そこでどういうふうにしますとちゃんと書いてあるではないですか。それをある意味無視して組合側はやっているわけです。そう思いませんか。それを、アンケートを取って、皆さんたちがこういうふうな結果が出たからと、そのとおりにしますという。それはひどいと思います。</p>
[甲委員]	<p>その辺は、私どももこういう事態というのは初めてでして、初めてだからと、それでいいのかと言われれば、それは反省しなければいけないというのは私どもも思っていますけれども、今回そのようなご意見を今いただいていますので、その辺も踏まえて、また代表の方も含めて今後の運営についても考えていきたいと思っております。とにかく、私どもも想定をできない今事態です。ご理解をいただきたいと思っております。まず第一に、皆様の健康ということを私ども考えさせていただきたい。</p>
[議長]	<p>この開催についても、引き続き私は皆さんからのいろいろ助言等をいただいて、それを組合側にお伝えしますが、そういったやり方でやっていくしかないかなと思います。</p>

## 質問7. 印西地区衛生組合の「し渣」

令和2年度第2回委員会で回答を得たが、我孫子市や流山市のように処分方法を明確化すべきである。

### 【回答】

印西市のし尿処理は印西地区衛生組合というところで処理していきまして、そのし尿処理施設から出る衣類とか紙とかのごみを「し渣」と呼んでいます。その「し渣」が衛生組合からこのクリーンセンターへ処理として運ばれています。事業系の一般廃棄物という扱いにしております。この「し渣」が衛生組合でつくっている1年間の実施計画という中に、し渣、たしか9トンが組合へ搬入されているということで、搬入予定であるということで実施計画なので明記されていますが、組合が作成している実施計画は、ほぼごみとして対処していますので、この「し渣」を他の組合が計画で載っているとはいえ、組合の実施計画ではこの「し渣」を特出しする予定は今のところしていません。その質問は平成30年と前回の委員会で受けていました。第2回の委員会の件で回答しました。

が、この3回目で、3度目の質問を挙げられております。我孫子市や流山市のように処分方法を明確にするべきだというご質問ですが、我孫子市のホームページとかは見させてもらったのですが、一自治体でごみとし尿を行政事務としていることから、実施計画も一括して作成しています。処理フローとかも詳細に載せております。ただ、何せ当地区は、先ほど言いましたように、ごみはこの印西地区環境整備事業組合、し尿は印西地区衛生組合と分業化されており、おのおの組合だけで作成しています。行政の縦割りと言ってしまえばそれまでなのですが、実施計画の内容に関しては、そのような作成でも、今まで県からの指示、指導もありませんし、ないことから、平成30年度の第2回と令和2年度の第2回でもう既に回答していますが、この回答同様、印西地区衛生組合の「し渣」は、当組合の実施計画に特出しせず、通常の事業系一般廃棄物の一部として取扱います。

**【質疑応答】**

[乙委員]	そこをなぜ書かないのですか、説明するのに。
[甲委員]	すみません。逆になぜ出さなくてはいけない。それを聞きたい。なぜ出さないといけないのですか。
[乙委員]	だって、ちゃんともうここに来ることが分かっているから、書けばいいだけだと思うのですが、それが、例えば10トンなのか、20トンなのか、30トンなのかということ分かっているものなら、ちゃんと書くべきだと思いますけれども。だって、普通の一般系の事業ごみに関しては、例えばそれはどのぐらい出るか分からないわけですよね。
[甲委員]	そうですね。
[乙委員]	あくまでも予定でそれなりの数値が分かっているものに関しては、ちゃんと記載すべきではないのですか。ここでこうちゃんと燃やしていると。そういうことをちゃんと事実として書いてほしいのです。それができないのですか、逆に。なぜ書かないのか。
[甲委員]	この基本計画というのは、全体を1社1社何グラム、どこから何トンという計画ではなくて、総トータルで我々が計画をつくっているもので、1社ずつ掲載する必要も我々としては考えてございません。トータルでどれだけのゴミ量がこちらに搬入されてくるのだという計画の中で、実際どのぐらいだったという把握をしようと考えています。ですので、1社1社ということになると、かなりの事業量、これだけではないものもありますので、その辺はちょっとできないということがございます。
[乙委員]	1社1社これ全部書いてくれなんて一言も言っていないではないですか。分かってちゃんとしているものは書いてくれと、そういうことを言っているだけです。なぜそれができない。したくないのかな。
[甲委員]	する必要がないと考えています。
[乙委員]	何で。
[甲委員]	全てその事業所を1つそこを書いたことで何がというか、組合側でその1社から入るであろうゴミ量をそこに落とし込むことによって、その必要性を我々の方としては思っていないということです。
[乙委員]	ちょっとよく分からないのですけれども。
[甲委員]	予定されている、要は記載しなさいというご意見なのですけれども、それはよく理解できるので、ちょっと書き方とかいろいろ、数字ばかりになってしまうかもしれないのですけれども、他市とか他の組合をちょっと調査して検討させていただきたいと思っております。

**質問8. 新型コロナ感染防止対策について**

- (1)住民が直接ごみや資源物を印西クリーンセンターに持ち込むとき、どのような指導をしていますか。  
(マスクを着けていないと受け入れない等)
- (2)集積所からごみなどを回収するとき、回収に当たる作業員の注意事項は。
- (3)今まで、ごみ回収やクリーンセンターでの作業で新型コロナに感染した作業員はおりますか。
- (4)クリーンセンターから住民に対して、作業員への新型コロナの感染予防のため何かご要望がありますか。

**【回 答】**

- (1)構成市町で発行している「資源物とごみの分け方・出し方」に記載の通り、引越しや片付け等で一時的に

大量に出た場合のみの受入としています。マスクの義務付けはしてませんが、持ち込む方の大多数が、マスクは着用済みであります。住民との接触機会がある計量室の窓にはビニールシートを貼り付け、ごみを下す作業は持込者自らにやってもらうようにしています。

(2)マスク、手袋の着用、肌を出さない服装での作業を励行してます。

(3)印西クリーンセンターで働いている従業員や関連業者の中では、新型コロナウイルスに感染した従業員は現在のところおりません。

(4)ごみ処理業務はコロナ渦であっても止めることができない業務であります。よって作業員への感染リスクを防ぐ為、できるだけ自己搬入は避けていただきたい。上記(1)で回答したように、引越しや片付け等で一時的に大量に出た場合のみの受入とします。収集運搬は通常通り稼働してますので、少量の廃棄物は行政回収を利用していただきたい。

#### 【質疑応答】

[議 長]	では、もう残り時間が少ないので、あと残り8番、9番の質問。ちょっと強調したい、どうしてもこれだけは聞いておきたいというのがありますか。
[乙委員]	8番は、コロナ対策なのですけれども、先ほどいろいろ聞いて内容は分かりました。ただ、マスクの義務付けはしていませんと、直接持ち込んで来る方にね。でも、実際はかなりの方がマスクをしています。義務付け、かなりの方がしているのだったら、マスクの義務付けはしたほうがいいのではないですかというのが意見です。当然作業員も立合いますから、そこでお話ししたり何かしますから。マスクはしていなかったら来ないでくれと、持ち込まないでくれと言ったほうが私ははっきりしているのではないかと思います。 あとこのコロナで、クリーンセンターの直接の方、それから集積を、運んでいる方とかが実際にコロナにかかったことありますかという質問には答えてください。ないのだったら、ないでいいです。
[甲委員]	これはもうございません。(3)に書いてありますが、書いてあるとおり、現在のところございません。
[乙委員]	ない。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	我々住民に対して何か要求ありますかという質問はどうですか。
[甲委員]	これも(4)に書かせていただいている・・・
[乙委員]	書いてあるとおりですか。
[甲委員]	そのとおりでございます。一般的なこととしては、このほかにも、例えばごみ袋をきちんと結んでいただくとか、ごみの袋の中の空気を抜いていただいてきちんと縛っていただいて、皆さんも消毒をしてくださいというようなことでのごみの出し方をお願いしたいところです。
[乙委員]	そういう指導をしていますか。文書に書いて。空気が入らないようにしっかり縛れとか。
[甲委員]	そういうところを、今後、もしホームページとか広報等を出していければと思いますが、その辺は通例のことで、皆さん分かっているとは思いますが。
[乙委員]	普通、ごみから感染するとは思っていない方がほとんどだと思うので、これは可能性としてはありますよね、廃棄物ですから。人間が使った廃棄物、例えば鼻かんだ紙とか入っていますから、やっぱりかなり注意したほうがいいのではないかと私は思います。

#### 質問9. 温室効果ガス(GreenhouseGas/GHG)の削減について

(1)印西クリーンセンターが脱炭素社会の運動「2050年ゼロカーボンシティ」を表明されますか。

(2)印西クリーンセンターがCO2を2030年までに2010年比45%削減するためには、燃やすごみに、石油を原料とするプラスチックごみを入れないことが必要です。これをやりますか。

(3)ごみ収集車の燃料にはガソリン、軽油等、化石燃料由来の燃料を使っては目標を達成できません。これが出来ますか。(業者の車でも無関係ではられません)

(4)焼却炉のスタートアップ時に使う灯油も植物由来のバイオ燃料にかえる必要があります。これはすぐできるとは思いますがいかがでしょうか。

- (5)燃やすごみから高カロリーのプラスチックを除くと燃やすごみの「発熱量」が低下します。現状の焼却炉の燃焼に支障はありませんか。新クリーンセンターの焼却炉の設計条件も変わります。設計変更が必要では。
- (6)今までお金を付けて資源物になっていたプラスチック製容器包装は、ほとんどが燃料になっておりました。業者からCO2が発生するのでいらないと言われたらどうします。行き先がありますか。
- (7)燃やすごみに入れられないプラスチックごみは、どう処理しますか。燃やさないごみにして埋め立て処分にしますか。でも埋立地に余裕はありますか。

**【回 答】**

- (1)未定です。
- (2)国でプラスチック類の一括回収を実施する旨の報道がありましたが、現在その詳細等は示されていないことから、その動向を見定めてから方向性を検討したいと思います。
- (3)上記同様、国から明確な指示(化石系の燃料は未使用)が示されれば、その方向性を検討したいと思います。
- (4)現在の焼却炉では、立上げ、立下げ時に「灯油専用バーナー」を使用しております。バイオ燃料となりますと、新たに設備が必要となりますので、現施設では難しいと考えております。
- (5)近年、ごみの高カロリー化などで焼却能力が減っておりますが、現施設の焼却炉で操業できると考えております。なお、次期施設の設計については、現在、国の方向性などを注視し検討しているところです
- (6)プラスチック製容器包装類は資源として、財団法人日本容器リサイクル協会を通じて再資源業者へ行くルートは、令和3年度は確保されていますが、その後、将来的にそのルートが維持できる、または変わる等の話は示されておられません。
- (7)燃やすごみに入れられない(不燃ごみや粗大ごみからの)プラスチックごみは、破碎処理後、ごみピットに送られ焼却処理されます。

**【質疑応答】**

[議 長]	9番の質問の中で、何か強調したい、聞きたい項目ございますか。(1)から(7)で、特にこの場で聞いておきたいこと、重要なことがあれば、そこを聞きたいと思います。
[乙委員]	これは大体予想したとおりのこと、回答なのですけれども、温暖化防止というのは、今かなり急速に世の中変わっていますよね。日本も、今まで2050年にゼロにするなんて考えてもいなかった。8割ぐらいは下げられるだろうと思ったのが、ゼロにするという菅首相が声明して、しかも国際的にもそれを発表して、国際公約までなって、しかも印西市はやっていないけれど、千葉県の各自治体の方もゼロカーボンシティを目指すというのをどんどん打ち出しています。これは、世の中がかなりの角度で、角度というか速度と、今までやってたこと以外のやってないことをどんどんやらなければいけない事態になったのではないかと、私はそれを危惧しています。私は、そちらのほうは歓迎しているほうなのですけれども、これでクリーンセンターの、例えばごみを、プラスチックを燃やすとか、これはもう禁止になるのではないかと私は思っています。だから、そうなったら一体どうするのと、そういう計画あるのと。何もありません。そういうことをこれから、今すぐやれというのではないのです。例えば2030年までCO2を45%減らすというのが国際的な合意になっています。45%というのは、半分近くCO2を減らすことですから、ゼロまで行く前に、そこをクリアしないと駄目ですから、これはクリーンセンターもかなり真剣に考えないといけないのではないかと。
[議 長]	では、クリーンセンターへの要望ということで、最後に一言よろしいですか。
[甲委員]	ゼロカーボンということを表明されていますので、今後、国の動向等も注視して我々も取り組んでいかなければいけないなどは感じているところではすけれども、この回答のように現在未定ということで、今、だからこうするというものはありませんけれども、乙委員のご意見なども参考にしながら、国の動向、また県の動向、市の動向等を注視したいと考えております。
[乙委員]	お願いします。
[議 長]	では、ちょうど今11時50分でございますので、以上をもちまして自治会側からの質問に対する回答はこれで終了ということで。資料のほうはよく読んでおいていただきたいと思います。 では、議事進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。進行を事務局のほうにお返しいたします。ありがとうございました。

[事務局] それでは、以上をもちまして令和2年度第3回環境委員会を閉会いたします。  
本日はお忙しい中ありがとうございました。